

タナバタ伝承の禁忌に見る地域性

倉石忠彦

- 一 問題点の所在
- 二 タナバタ習俗
- 三 タナバタ習俗にかかわる禁忌
- 四 結語

論文要旨

地域とは何らかの同質性をもった地表に画された空間である。それは多様な性格に基づくものであって、単一なものによるのではない。しかもそれは往々にして主観によって左右される側面をもっている。しかしそうした地域のなかで人々は生活し、自己を認識している。一体日本人はどのような文化を育み、生活を営んできたのかということは、こうした地域を設定することによっても見出すことができるのではないかと思われる。それは生活している人々が必ずしも認識はしていないかもしれない。しかし、そうした地域を見出すことができるならば、日本の伝承文化のあり方を明らかにする上に、一定の価値を見出すことができるであろう。

そうした観点からタナバタ伝承の一つである、タナバタの日（七月七日或は八月七日）に畑に立ち入ることを禁忌とする伝承を取り上げることにする。これはもしこの日に畑に立ち入ると何か災難が及ぶと伝えるもので、その理由は

タナバタ様などと呼ぶ神霊的な存在がそこにいるからであるとするのである。これは従来物忌みの性格を示す伝承とされてきたが、それが何故に畑を対象とするかという点は明確ではなかった。しかし、その習俗が行われている地域が、タナバタに初物を供える地域と、この日にまこも等で馬を作って供える地域の接点であることからすると、畑作の収穫儀礼と、来訪神の信仰儀礼にかかわっていることが推測される。

また、この伝承は独特の分布状態を示し、対象となる豆畑と瓜畑との組み合わせにより、共通の地域性を持つものと考えられることもできる。半夏生（夏至から数えて十一日目）の日にねぎ畑に立ち入ることを禁忌とする地域も同じ地域であり、民俗文化の上で独自の地域性をもっている。ここには特有な文化の存在が考えられる。こうした地域は他にも想定することができる。

一 問題点の所在

我々は日常生活を営む中で、自らの位置を示したり、認識したり、あるいは民俗文化のあり方などについて、それを地域とのかかわりに置いて捉えようとすることがある。いささか誤解をまねく表現ではあるが中央と地方とか、西日本と東日本などというのはいうまでもなく、もっと小さく、都内・市内とか山中とかという場合もある。そしてそこには自ら地域差と地域性というものを認めている。地域差は比較する地域間における何らかの条件の相違を示すものであり、地域性とはその地域における性格ということなのであるが、その性格とはその地域を一つのまとまりある空間と認識するところのものである。しかし、それは他の地域と比較してはじめてその特定地域としての性格と認識される側面も有している。つまり、地域差とか地域性とかいう場合、まずは地域の把握と認識とが必要であるということになる。

そうした場合に用いられる地域性とはどのような空間なのであろうか。それはまずは地表に示される一定区域である。そしてその一定区域内においては何らかの条件が同質であることを必要とすると思われる。それは自然的条件、例えば地形・植生・気候というようなものが一定条件下において同質であつてもよい。山地・竹林・豪雪地帯などというのはそれであろう。そしてこうした条件が我々の生活にある程度規制し、その生活形態に影響を与えていることも多い。そうした生活形態としての農

村・山村・漁村などというのもまたある地域を示している。そしてこれは生業の条件をほぼ同質にしている地域でもある。こうした地域の範囲は大小様々であり、集落規模のものであったり、いわゆるムラの範囲であつたりする。そして更に広く行政的な区画を基準にした地域というものも考えられる。そしてそれは単に机上で考えられるだけではなく、現実に生活している人々が認識しているものもある。しかしともかく、一定の条件下において性格が同質であると認められた地表に示された一定区域ということができる。

こうして地域を考える時には同質性というものが一つの目安になるわけであるが、その同質性とは他の地域との異質性を基盤としている。だがそれは恒常的な存在ではない。時代的な変化の中において流動するものである。自然的な条件が変化したり、生産形態の変化に伴い、生活様式が変わつたりすることもありうるし、行政的にはその境界線はしばしばゆれている。いうまでもなく行政区画はそのまま全ての地域的特色、つまりは同質性を有するものではなく、異質性を際立たせるものでもない。しかし疑いもなく行政区画もまた一つの地域を形成している。同質性も異質性も行政という政治的性格の基に別の意味の同質性を有するのである。民俗学の対象として考えられてきた生活文化、民俗文化の同質性とは異なったものでありながら人々はそこに何らかの同質性を認めようとするのである。とすれば地域とは非常に主観的な側面を有していることになる。その同質であることを見きわめる基準は一定ではない。その基準が変化するとその地域はまたそれに応じて変化するのである。

そうした一種あいまいな空間を見出すことに何の意味があるのであるか。かつて伝統的な日本民俗学の研究方法の一つは比較研究法であって、それにより地域差を見出し、それはまた時代差を示していたことは既に指摘されている。⁽¹⁾ 地域の同質性と異質性とを明らかにすることは民俗文化の変遷―歴史を明らかにすることであった。もっともこの場合の民俗文化は体系的な民俗文化ではなく、民俗事象である場合がほとんどであったが、もちろんしかし地域を区画し、その性格、つまり同質性と異質性とを明らかにすることはその民俗文化の中において自らの位置を確認することであり、それは同時に自らを認識することであった。日々の生活を反省することであるということもできる。そして日本の民俗文化のあり方を知ることになるのは当然のことであった。とりわけそうした時に問題になるのは行政区画に基づく地域だけではなかった。もちろん先述したように行政区画が全く意味を持たないというわけではない、現実の生活の上では大きな意味を持っている。道路一本隔てても行政区画が異なると税金が違ってくることも多いのだから当然である。

そうした行政区画の内に現実の生活圏が含まれることがあっても、その中に共感的同一感を持ち得る一地域も存在するし、違和感を覚える地域も存在することは我々のよく経験する所である。そしてその共感的同一感を覚える地域が一つの地域を形成し、そこに或る同質性を保持しているのである。それは自らを含む民俗文化が同質であることを示している。ことば使いであるとか、冠婚葬祭の折の儀礼などが同一であって、しかも他の地域と相違することは比較することによってのみ認識されて

いるのである。しかし具体的な儀礼や民間伝承の内容によって地域が確定されるだけではない。内部にいる者はその地域をどのような地域と感じるかという価値観によってその地域の範囲が変化する場合もある。例えば、長野県の北部、新潟県に通ずる千曲川流域を中心として奥信濃と呼ばれる地域があるが、この奥ということばの持つ響きに対する反応として、その地域はゆれるのである。⁽²⁾

要するに地域区画はまずその同質性を何によって見るかという基準によって変化すると共に、同一基準を以てしてもそこに住む人、あるいはそれを見る人によっても一様ではないことになる。それらは多分に主観的な性格も有している。にもかかわらず、そうしたあいまいな部分を含みながらも現実には地域の同質性を認め、地域を意識している場合も多い。そうした地域の実態を知ることが人々の認識と民俗文化のあり方を理解する上に大きな役割を果たすと共に、普段あまり意識してはいないけれど、実際には地域と呼ぶことのできる同質性を持った区画を明らかにすることもまた、日本の民俗文化のあり方を理解する上に重要なことであると思われる。

そこで、従来あまりとり上げられなかったタナバタ伝承の禁忌をとりあげて、そこにどのような地域性が見出せるか考えてみようと思う。

一一 タナバタ習俗

タナバタの行事は、しだいにすたれてゆく伝統的行事の中で、子供の

行事として幼稚園教育にとり込まれたり、都市的社會における観光行事に姿貌したりして盛大になってゆく傾向を見せている数少ない行事の一つである。このタナバタ行事というのは旧暦七月七日（または新暦七月七日や八月七日）に行われる行事であって、この日はまたナノカボン・ナノカビなどといって盆行事の中でも重要な位置を占める日であった。この日は墓掃除をするだけではなく、仏様を迎える重要な日でもあった。つまり盆行事の展開に組み入れられた日であったのである。それと同じ日に行われる行事がタナバタの行事である。そのためにこの行事は盆と分かちがたく結びついた一連の行事のようにも見られることが多かった。もちろんここでタナバタ行事といっているのは、タナバタ竹に短冊を下げて飾る行事のみを指しているのではない。現在ではタナバタ行事というといわゆるタナバタ飾りを思い浮かべることも多くなったが、当然タナバタの行事というのはそれだけではない。確かに現在ではタナバタ飾りがタナバタの行事の最大のものであり、年中行事の中で既に行われなくなってしまうものが多い中で、再生産され、観光資源にまでなっているのはひとえにこのタナバタ飾りの華やかさによるものであろう。そしてこれは近世において寺子屋などを中心として広まり、七夕の日には江戸の町にもタナバタ竹が立てられていた。そしてそれは現在においては、保育園・幼稚園・小学校などを通じて、子供によって維持されている所もあるし、新たに持ち込まれた所もある。だがそうした中において、現在でもタナバタ竹を立てないという所もある。しかし、そうした所でもタナバタにかかわる伝承が存在しないというわけではない。単に

タナバタ竹を立てないというだけなのである。

そうするとタナバタ行事とは何かということになるが、それは個々の具体的な伝承を指すというよりは旧暦七月七日、八月七日などに行われる行事そのものを示しているということになる。この日をタナバタと呼び、そこで行われる行事もまたタナバタと呼ばれるものである。もっともこの日には先述したようにナノカボンとかナノカビとかと呼ばれて、盆と明確に結びつけられた行事もあるため、この日に行われる行事の一切をタナバタの行事というわけにはいかない。ただ、この日が盆行事の一環に位置づけられている。そのため、タナバタの行事それ自身が盆と結びつけて考えられるので、どこからどこまでがタナバタの行事で、どこからどこまでが盆行事であると明確に分けることが困難である。そこでとりあえずこの日に行われる行事をとりあげていきたいと思う。つまり、いわゆるタナバタ行事も盆行事も双方を含む形で考えていきたいということである。

こうしたタナバタの日に行われる行事は、萩原龍夫によると、伝来の行事と我が国在来の行事とが習合したもので、伝来の習俗はとりわけ貴族社會において行われ、それは星祭りと技芸の上達を祈る乞巧奠の行事が中心であったとする。そして民間においては固有の習俗として盆行事の一環としての行事が行われていたという。それは盆の祖霊祭の前段階の行事であってそのための禊として水にかかわる伝承があり、またタナバタ竹も精霊の依代としての性格をもっているものとしている。そしてタナバタの日には雨が降るといふような雨や、河童あるいは水神にかか

わる伝承も星祭りとは異なる性質の伝承であるとしている。ただ、これはどうやら伝来の習俗ではなく、在来の習俗であるとはいいながら盆行事にかかわるものであるとは必ずしもしていないようである。とすれば、在来のタナバタ伝承には盆行事とは直接かかわらない性格を持った伝承もまたあるということかも知れない。そしてこれらの伝承は乾燥文化圏のものにつながるものと湿潤文化圏につながる二つの異質な伝承であることを『日本民俗事典』で指摘している。⁽³⁾

つまりタナバタの習俗にはいくつかの要素があり、それらは異なった文化の存在を背景にしているということなのである。

和歌森太郎は「七夕は前半年の収穫祭に淵源して成立し、たまたまこの時期に見られる天の川の二星交会現象をめぐる浪漫譚に支えられることにより展開の歩みをひろめ、土地に応じては感恩よりもむしろ一層予祝的な農耕儀礼をも行わせたりして延びたのである」(「笹竹の飾りは―引用者)むしろ中元行事の前提が一部として必然的に祖霊迎えをなす契機をも早くから含んでいたらしい七夕の習俗のうちに摂取されたのである⁽⁴⁾とする。ここではタナバタ習俗に盆の祖霊迎えの習俗及び星の伝承が存在することを指摘しているが、それらはいずれも収穫感謝祭と習合したものであって本来は畑作物を中心とした農耕儀礼が基底に存在しているとするのである。こうした視点は『日本民俗事典』の萩原龍夫の記述には見られないものである。

しかし萩原龍夫が全く考えていなかったということではなく、かつて「七夕行事の意味」において農耕儀礼の性格が存在するであろうことを

予想している⁽⁵⁾。すなわちタナバタの日に雨が降る、もしくは雨が降ることが望ましいと考える習俗が各地に見られ、それが星祭りとは異なる習俗であることを指摘するのである。そのうえで星祭りとかかわるタナバタ竹の習俗が雨を嫌うのを都市的文芸的なものとし、タナバタの雨に作物の実りを見る習俗を村落的農耕儀礼的なものとしているのである。そして、こうした農耕的要素がタナバタの習俗のなかに明らかに認められることを指摘するとともに、こうしたものに注目する必要を力説したのである。それが『日本民俗事典』においては表面的には少なくともそれほど強調されていないのは、果してそうした予想が後にはあまり十分でないことを自覚したためか、その変化の理由は明確ではない。

だが、タナバタ習俗に農耕儀礼的な要素は明らかに認められるのである。田中宣一は「七夕祭りにはいろいろな性格がある。各地の事例を分析し、錯綜している七夕まつりの性格を整理すると、次のようになるかと思う」として、「(一)牽牛・織女の二星の相会を祝うもの。(二)技芸の上達を祈るもの。(三)農耕儀礼的側面。四子供などによる小屋行事。(四)水による穢れの祓除」の五つを上げている⁽⁶⁾。

確かにタナバタの習俗は多くの要素が錯綜しており、複雑な様相を呈している。それらの内には外来のものもあるであろう。そしてそれらは時代と社会の変化の中で様々に交流してきた。その状態は伝承地ごとにいろいろな習俗としてみられる。従ってそうした伝承のなかに例えば田中が指摘したような五つの要素が必ず含まれているとは限らない。地域の生活と結びついてその地域独自の習俗となっているのである。

試みに長野県の事例を見てみよう。

事例1

長野県木曾郡檜川村川入 八月七日 七夕 竹に短冊をつけて庭先に立てる。この日は、洗うと汚れがよく落ちるといので、髪・柘・仏様の道具を洗う。また、畑に入ると水増しになるといって瓜畑には入らない。昔、タナバタ様が二人で瓜畑に入ったときに、瓜の水で二人が流された。一人が「月に一度」といったのに、他の一人が「年に一度」といった。二人は違う岸に流れついたが、これ以後年に一度しか会えなくなったのだという。ブドウの葉に、米の粉の団子を乗せて神に進げる。この団子はエ・クルミなどであえて作る。墓掃除をする(羽淵)。

墓掃除をし、仏様の道具を洗い、柘や髪を洗う(萱ヶ平)。
タナバタ様は瓜の水で流されたからとて、瓜畑には入らない。また、水に流されたタナバタ様に着物を一日貸してやると、新しい着物を作ってもらい座敷に吊るす。朝飯前に墓掃除をする(上の原)。

こうした事例を見ると、ここには様々な要素を取り出すことができる。その一つは盆行事の一環としての習俗である。墓掃除をしたり、仏具などを洗ったりするのはそれである。その二は神去来にかかわるものである。米の粉の団子を神に供えたり、タナバタ様に着物を貸すといったり、あるいはタナバタ様が畑で会うといったり、これらは神を迎えて祭ったり、あるいはこの時に訪れたものが存在することを示す伝承であるといってもよい。それは同時に畑へ入らないという籠り、多分は忌み籠りの

性格を伴うものであるが、そうした考え方をそこに見ることが出来る。確かにこの伝承は畑に入らないで籠りを要求するものであって、それを行わせるためにタナバタ様が登場したということもできる。かんじんなのは籠りであって、タナバタ様が会うという伝承ではないというところである。しかし、籠らせるだけであるならば、他にもいろいろの理由を考えることもできよう。それが畑で会うという伝承になっているのはそれなりの理由があったのではないかということである。それはともかくとして、確かに籠りの性格をそこに見出すことはできる。そして何者の来訪をその背後に想定しているということである。

こうした伝承に畑に入ってはならないという禁忌を伴っている。これが第三の要素である。また、それと全く無関係とは考えられない伝承として、水を用いる習俗がある。これもまた第四の要素として抽出できるものかもしれない。その水は穢れを落とすための水であるが、その穢れは仏具や柘ばかりではない。髪をも洗うのである。髪を洗うとは身体を洗うことに外ならない。髪の汚れを洗い流すことはしたがって身体を汚れを洗い流すことになる。するとこの水は身体を洗い流し祓うための禊ぎの要素を認めることができることになる。これらは確かに盆を迎える先祖祭りにかかわる性格としての側面がある。籠りも、禊ぎも祖先を迎えるための準備であったかもしれない。この日に墓掃除をするの言うまでもなく盆の準備である。したがって盆行事の一端としての性格は強い。しかし、この日に去来する神は何か、祭る神は何であろうか。盆を迎える先祖とは必ずしも一致しない。

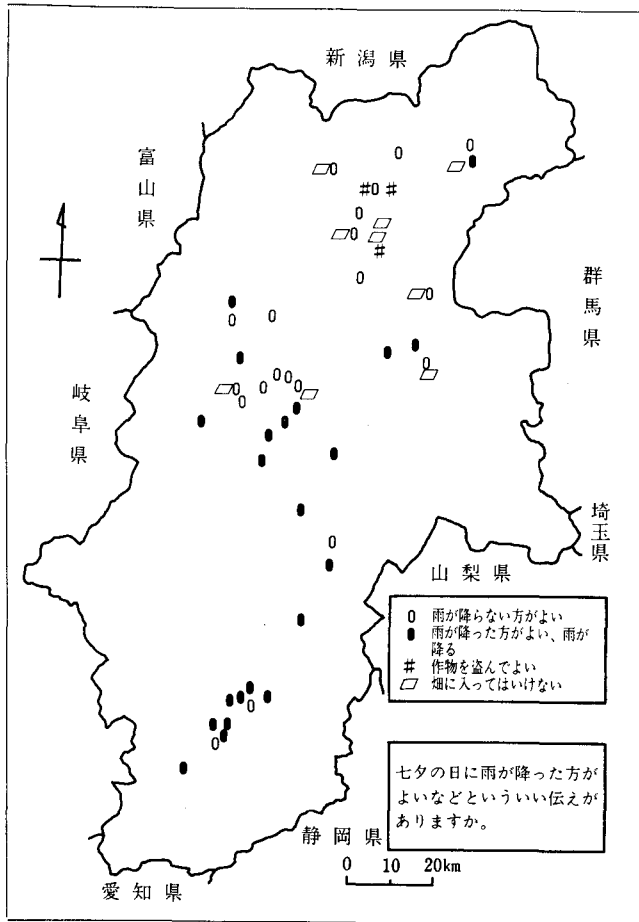


図1 七夕—いい伝え—

「雨が降ると天の川があふれて彦星と織り姫が逢えないからかわいそうだといったり、道がぬかって織り姫が困るなどといったりする所もある。逆に七夕に晴れると二つの星が巡り合って虫がわいたり悪い病がはやる、雨が降ると七夕様が逢えないから悪い病がはやらない、だから七夕にたとえ三粒でも雨が降ったほうがいいなどという所は南信や中信に点々と見られる。駒ヶ根市中沢中山では、七夕に少しでも雨が降るとその雨は七夕様のたまの逢瀬を喜ぶ雨で、その年は水不足にならないなどといった⁽⁸⁾」⁽⁸⁾といっている。その分布図も添えられている(図1)。それを見ると、長野市・松本市・飯田市・上田市などの町の影響下にあると思われるような地域においては、タナバタには雨が降らないほうがよいとし、その他のいわゆる村落的などところにおいてはタナバタに雨の降ることを肯定する伝承が多いように

竹に短冊をつけて立てるのも勿論盆の行事とは一致しない。もっともここでは他の行事と短冊を竹につけて飾る行事はやや遊離しているように見える。その性格は明確ではないのである。つまり具体的なタナバタ行事を見ていくと盆行事との関連とは異なる要素の存在に注目されるのである。これは何も木曾の川入地区に限らない。長野県内のタナバタ行事を見てもそうした傾向を見ることが出来る。もちろん盆行事とのかかわりが無いわけではなく、ナノカボン・コボンなどと呼び、墓掃除をしたり、仏迎えなどをする例を見ることが出来る。しかし、それだけでは

なく、タナバタ様を祭るといふ祭りの要素が強く、着物を貸すといふ供えたり、野菜を供えたりする。それとともにネンブリナガシといふ水浴びをする所も多く、襦ぎとも考えられる習俗を見ることもできる。また、子供たちの小屋行事も行われていた。そしてこうした伝承の全国的分布はタナバタ行事の多様な要素が特定地域にのみ見られるものではないことを示している。

また萩原龍夫が指摘したタナバタの雨の伝承も見られる。そのタナバタの雨についてのいわれも各地で様々であって、『長野県史』によれば

思われる。これもまたことによると、農耕作業と深く結びつく伝承であったかもしれないと思われる。

また、「北佐久郡望月町茂田井では、四つ(午前十時)前にはうり畑に入ってはいけない。なぜならうり畑で七夕様が裸で寝ているからだといっている。七夕の日に畑に入ってはいけないという所はほかの地域でも見られ、ささげ畑であったりなすの畑であったりさまざまである」という指摘は注目される。もちろんこうした伝承は農耕と結びつくものであるとともに、とりわけ畑作に結びつくものであると思われる。つまりタナバタ行事は様々な習俗を含み、その性格は多様であり、そうしたものの中に農耕儀礼とかかわるものが存在していると考えられていることについては先述したとおりであるが、その農耕儀礼が稲作にかかわるものというより、畑作にかかわる儀礼としての性格が濃厚であるということである。それはタナバタ祭りのときに用いられる供え物などが畑作物であること、あるいはその行事が畑作物とかかわることがよく見られることなどによって、タナバタ行事のなかに畑作にかかわる性格を見ようというのである。

もちろん全国的に見た場合タナバタの習俗がすべて畑作にかかわるということではない。例えば次のような事例も見ることができよう。

事例2

新潟県北蒲原郡川東村 七月七日 盆のナスカビ 盆の節供とい
 って餅か赤飯である。三光では六日の夕、藁馬二つを作り出格子の
 上に飾る。翌朝子供らは草刈りをしてこの馬にのせて歩いてから、

馬に何駄も実るようにと柿の木の下に吊るしておく。この馬のたてがみや尾は、サナブリに夷棚に供えた苗をこのときに下ろして使うのである。部落によっては七日に先祖様或は田の神様が藁馬に乗って田巡りをされるというし、またタナバタ様がこの馬で天の川を越すとも語っている。虎丸では精霊様の馬といい仏様が乗ってくるものと信じられていた。この日は物洗いの日であり、七日早朝、神仏の器物が洗われ、女は髪毛を洗う。陽の上らぬうちにゲンノショウコ、どくだみ等もとられる。それからこの日はタナバタともいって、青竹にキリハギを下げて縁側のあたりに立て翌朝川に流す。以前七日の夜、石喜と羽津の者はそれぞれタイマツを竹の先につけて村を廻り、村の地界で出会い相争うものであった。そしてこの争いに負けると作が悪いとお互いに頑張りあった。この日雨三粒降ると虫になつて作が悪い。七日の月明かりに針のみずを通せば裁縫の手がある等と伝えている。⁽⁹⁾

事例3

大分県連見郡日出町 七夕の天気か雨であれば豊作、降らねば凶作。七日の行事は先ず朝小豆饅頭を作つて神に供え、後それを食べて、衣服を正して、作田を一つ一つ廻つて「よく出来ました。有難う御座います」とほめる。各神社の豊稔祈願の御札を竹にはさんで田に立てるのもこの日である。「七夕様は作神様だ。作神様の罰が当たると御飯も食べられない目に逢う」⁽¹⁰⁾
 こうした例を見ると、タナバタは農耕儀礼、しかも水田稲作の儀礼と

深くかかわっていることを示しているといえる。しかもこうした習俗は盆の習俗との関連性もあると思われる。

事例4

茨城県竜ヶ崎市馴柴地区 (盆の) 十五日の朝、この時には先祖に田畑を見てもらうということで、家の主人がゴザを着て、杖をつき十三日にお寺からもらった経木の仏様をもって自分の家の田畑をすべてまわる。そしてまわった田畑から稲、ナス、キュウリ、アワ(もち粟を敵で二、三本つくり、粟餅を作ることはあったという)などをとってくる。ノマワリは朝飯前に行い、帰ってからは十三日(12) についての餅を焼いて供える。

したがって、タナバタの習俗は盆行事の一環に位置づけられ、また農耕儀礼としては稲作ともかかわっていることは間違いない。そしてこの事例4に見られるように子孫の生活を見守る先祖の存在とかかわり、そうした習俗の類似からはタナバタ様と先祖―祖霊との類似をも連想することができる。

三 タナバタ習俗にかかわる禁忌

こうしてタナバタの習俗を見ていくと、稲作儀礼にかかわるもののかに畑作儀礼とも思われる習俗があり、そうした習俗はまず供物の中に見出すことができる。

事例5

岡山県川上郡備中町 タナバタ 七月六日の午後準備し、晩から七日の昼頃までおまつりし、七日の晩には流すところが多い。六日の朝、里芋の葉にたまった露をためて、その水で墨を磨り短冊を書く。昼から青竹を二本切ってきて、色紙を短冊に切ったものに天の川・乙姫様あるいは和歌、自分の願い事を書いて笹につける。そして夕方立てるのだが、大方は二本立てる。お供えは縁側やかどはなに出した机の上にキュウリの馬・ナスの牛・ミョウガの鶏などの外オコワ・オハギ(ポタ餅)・カシワダンゴ・手ウチウドンそれにヒカリ(灯明)やお酒をあげる。立てた二本の竹のあいだにわたした竹にも、粟・キビ・柿・栗など、ナンバ(トウモロコシ)・ナスの牛・キュウリの馬・ミョウガの鶏などの他ホウズキ・カキを枝ごと吊り下げて供える。流しにいくのは子供の役であるが大人が手伝ってやり、子供がお供えをいただく(13)。

こうして用いられる畑作物が初物であったりすると、それはまず収穫儀礼にかかわるものではないかなどと考えられる。そしてタナバタの日には初物を供える習俗は九州南部及び東北と近畿地方には希薄であるが、かなり広い地域にわたってみることができる(図2)。それは見方によってはある意味で周囲的な分布をなしているとも見ることができる。それはともかく、確かに単に畑作物を用いるからそれが畑作儀礼であると考えるのは短絡的かもしれない。稲作儀礼の体系の上に重なったり、借りたりしただけのものかもしれないからである。本来の意味からいえば、

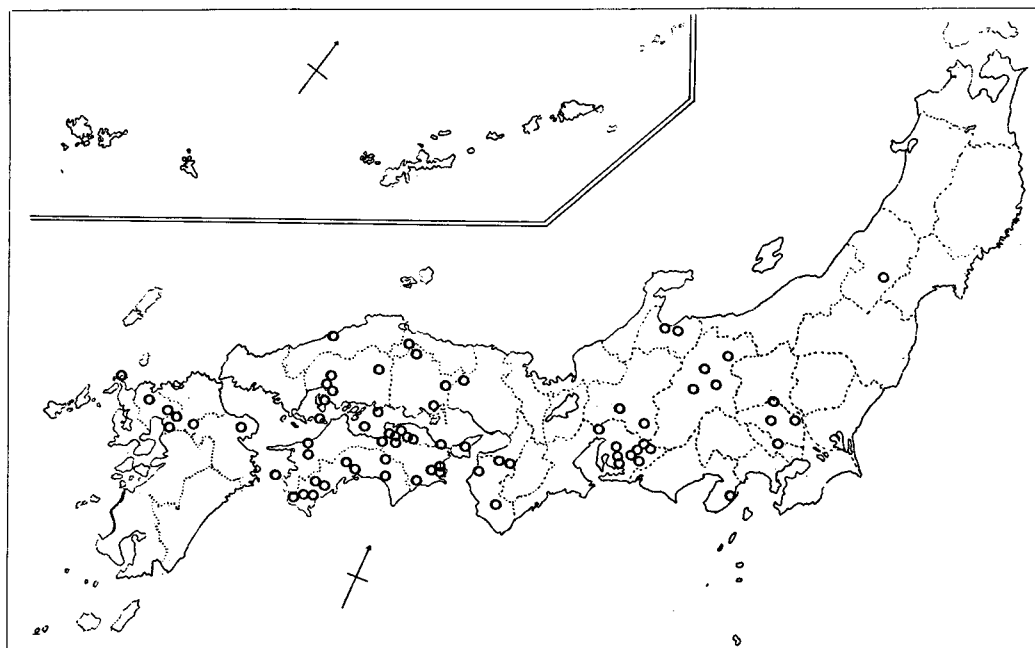


図2 田ナバタに初物を供える

予祝、収穫あるいはその間にある被除などの各儀礼、それが稲作と非常に強く結びついているなら、畑作儀礼にも同じような体系を見ようとするのは、稲作儀礼を畑作儀礼に借りてきただけのもので、それ以上の何物でもない。特に日本文化の上に果たす稲作文化の比重が重ければ重いほど、畑作儀礼がそれを真似たと考えることもできるわけである。

しかし、ここではとりあえず畑で行う儀礼、畑作物を用いる儀礼、及びそうしたものとかわらせて説明し、執行されるものを畑作儀礼と見しておくことにする。そこに独自の体系があるかどうかという点については、一応おいておきたいと思う。それは独自の畑作儀礼の体系というものの存在が現在の段階において明確にされていないからである。いずれは明らかにしなければならぬ問題ではあるが、当面その体系を明らかにすることが目的ではない。畑に重点をおき、それを対象にした儀礼が存在しているということを確認すれば足りるからである。そうした意味では確かにタナバタにおいては畑作儀礼の存在を見出すことはできる。そしてそれは畑作の収穫儀礼とでも位置づけることができる儀礼であった。こうした儀礼の存在は、前述した和歌森太郎の見解においても指摘されるものである。しかしタナバタの習俗においては、収穫儀礼的な性格を伴うものだけではない。畑にかかわる禁忌を伴う伝承がある。

事例6

長野県小県郡真田町 七夕 七日の朝はできるだけ早く起きて水をあびた。七回水を浴びると風邪を引かないとか、一年中早起きになるとかいった。この朝瓜畑やささぎ畑に入ってはいけないといわ

と風邪を引かないという⁽²¹⁾。

事例10

埼玉県本庄市 七夕 四つ前(十時前)には、メズラ畑に入るものではない。メズラ畑では牽牛織女の二人が密会するからである。

この日は、雨が三粒でも降ればよいという。雨が降れば二人が会えぬからである。⁽²²⁾

事例11

東京都武蔵野 八月七日 七夕 この日に隠元・小豆・大角豆などの畑に入ると病気になる⁽²³⁾と伝えている。

事例12

神奈川県高座郡大沢村大島 七日 八月七日 すなわち七夕の最後の日で二つ星様がみずら(ささげ)畑で出会うから畑に行かず、並びに七夕竹を流す日である。⁽²⁴⁾

事例13

愛知県東加茂郡下山村 七夕 七日の朝はささげの畑へ入ってはいけない。七夕さんがおられるから。⁽²⁵⁾

管見の限りによれば、こうした一都七県にしか見られないのではあるが、この地域においてはかなり濃厚に見られるのである。もっともこうした耕地に入るとを禁止されているのは、畑だけではなく、田であることもある。

事例14

静岡県磐田市向笠 七日は七夕様が田を見回って歩く日で、つま

づいて転ぶといけなから六日の晩方のうちに田の草を取っておくようにとの言い伝えがあった。またここでは田の草取りの際、稲にフイリの入った(葉が白くなったような稲)が見つかると、これは「七夕苗」だと言って大事に扱う風習もあった。⁽²⁶⁾

事例15

静岡県榛原郡相良町旧地頭方村 七日の日は仕事で田には入ってはいけないといった。七夕様が田の畦を歩くからだという。だから八月六日までに田の畦草を刈っておかなければならないのだという。⁽²⁷⁾

事例16

愛媛県喜多郡河辺村 長崎では七夕に田の中に入って稲の先で目を突くと目が見えなくなる⁽²⁸⁾というので七夕には田に入るものではないという。

ただ、こうした田に入ることを禁止する伝承は希薄である。そして畑に入ることを禁止する地域とは重なっていない。しかも、愛媛県の事例はかかなりとび離れており、孤立した状態である。ただ静岡県は、畑に入ることを禁止している地域である神奈川県と愛知県に挟まれた所に位置している(図3)。

その静岡県には畑に入ることを禁忌とする事例はいまだ管見に入っていない。しかし事例14・15に見られるようにこの日タナバタ様が田畑の見回りをして歩くといった伝承があり、そのタナバタ様はタナバタのオバアサンともいい、田の神様でもある⁽²⁹⁾というから、稲作と結びつけて考えられているのである。だから、静岡市井川の田代などではこの日を

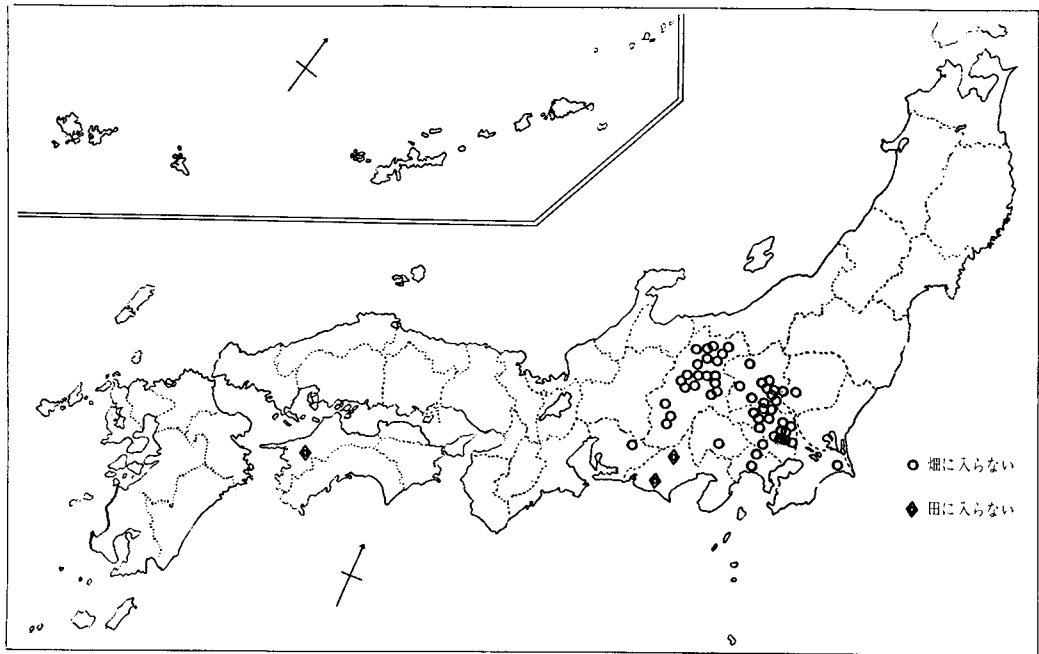


図3 タナバタの禁忌

「女のバラホリマツリ」といって女性の手休めの日とされていた。それは女は毎日畑で草刈りをしてトゲがささるから、そのトゲを抜くように作られた日であるとされている⁽³⁰⁾。しかし要はこの日は休んで畑作業を行わないことであり、消極的ではあるが、畑に入ることを止められているのである。したがって静岡もまた畑に入ることを禁止する習俗の痕跡を見ることができるといえるのかもしれない。ともかく、中部地方から関東地方にかけて、タナバタの日の禁忌として畑に入らないという習俗が見られたということになる。

それでは立ち入りを禁止される畑にはどのようなものがあるのであるか。例えば長野県におけるそうした伝承の事例をあげてみよう。

事例17

長野県南安曇郡 七夕

- ・七夕様は七つ時からささげ畠へ下りて逢っていらっしやるから、七つ時後にはささげ畠へ入ってはならぬ。
- ・この日は野菜畑へ入ってはならぬ。
- ・この日野菜畑に入ると野菜に虫がつく。
- ・この日夕顔畑に入ってはならぬ。この日は七夕様が夕顔畑に入ると居られるから人が入ると身がとけてしまふ。
- ・この日は一日中畠に入ってはならぬ。
- ・この日は昼前は畑に入ってはならぬ。
- ・この日は四つ前に蔓物の畠に入ってはならぬ。四つ前に畠へ入ると、草が生える、虫がつく、足をいためる⁽³¹⁾。

事例 18

長野県東筑摩郡 七夕

- ・ たなばたの日十時半ころにはささげ畑でたなばた様が逢っているから入らない(片丘・芳川)。
- ・ ウリ畑でたなばた様は夫婦になるから入ってはいけない。
- ・ 暗いうちから野菜畑へ入ると野菜が枯れる(入山辺)。
- ・ 七日朝畑へ入って露を落としてはいけないし、四つ(午前十時)前に入ると雨が降る(中川)。

・ 朝早くささげ畑へ行けばたなばた様に逢える(岡田)。

・ たなばた様に逢えば子供ができる。それは厄病神で厄病がはやる(今井)。⁽³²⁾

こうして畑の種類は多様なのであるが、ともかく広く見られるのが豆畑である。そしてその豆の中でも目立つのが、メズラ畑とササゲ畑である(図4)。つまり、豆畑といっている所は畑入りの禁忌を伝承する地域とほぼ同様の地域であり、ササゲ畑とする所が多いのである。そうした中で群馬県を中心として栃木県・埼玉県にメズラ畑の伝承が及んでいる。見方によっては豆畑へ立ち入りを禁ぜられる地域の中心にメズラ畑の地域があるということになるが、これはもちろん豆の種類にもよるのであろう。このほか金時豆畑・小豆畑・フロア畑(インゲン畑)などがあり、その土地土地で多少の変化がある。ちなみにフロア畑とするのは群馬県下である。

豆畑以外には瓜畑に入ることを禁忌とする伝承がある。

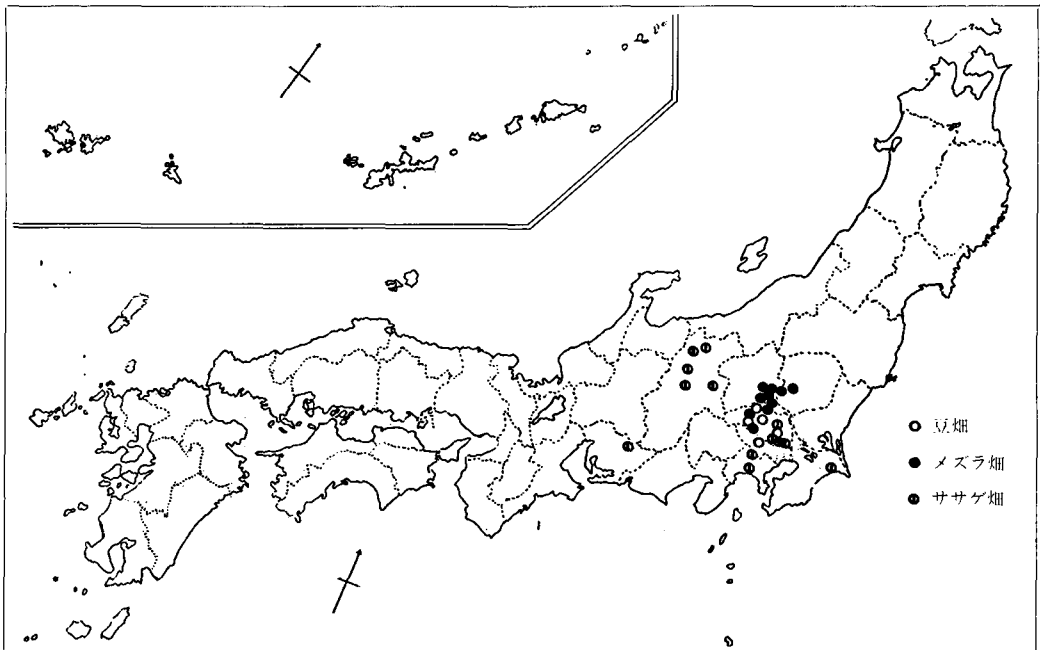


図4 立ち入りを禁止される豆畑

事例19

長野県下伊那郡松川町旧生田村 七夕 昔、彦星は織姫の言いつけで瓜畑の見張り番をしていたが、瓜を食べたくなり、一つ取って食べたら、水が出て流された。そこでこの日は瓜畑に入らぬという話もある⁽³³⁾。

事例20

群馬県碓氷郡松井田町 七夕 七夕の飾りは川へ流す人もいるが、大根畑に立てると虫がつかない。この日はキュウリ畑に入ってはいけないといわれ、もし入ると大水が出て水害が起こるといふ⁽³⁴⁾(狐萱)。こうした瓜畑に対する禁忌は豆畑に対する禁忌の地域と比べると、かなり異なった分布を示す^(図5)。豆畑に対するそれよりも範囲はかなり狭くなり、長野県を中心として、群馬県そしてやや離れて埼玉県に分布する。つまり豆畑に立ち入ることを禁止する地域のなかにそれと重なる形で存在し、その中間にメズラ畑に立ち入ることを禁忌とする地域が存在することになる^(図6)。そしてその理由として事例19に見られるように、天人女房譚⁽³⁵⁾との関係を思わせる伝承がある。

さてそれではこうした畑に入ることを禁止する理由はどのように語られるであろうか。それを整理してみよう。

まず、タナバタ様の行為・行動と結びつけて語られるものがある。それは単に畑にいるからとするものの他にいろいろ説明される。

事例21

長野県埴科郡坂城町 七夕には七夕様が茄子畑でお休みになるの

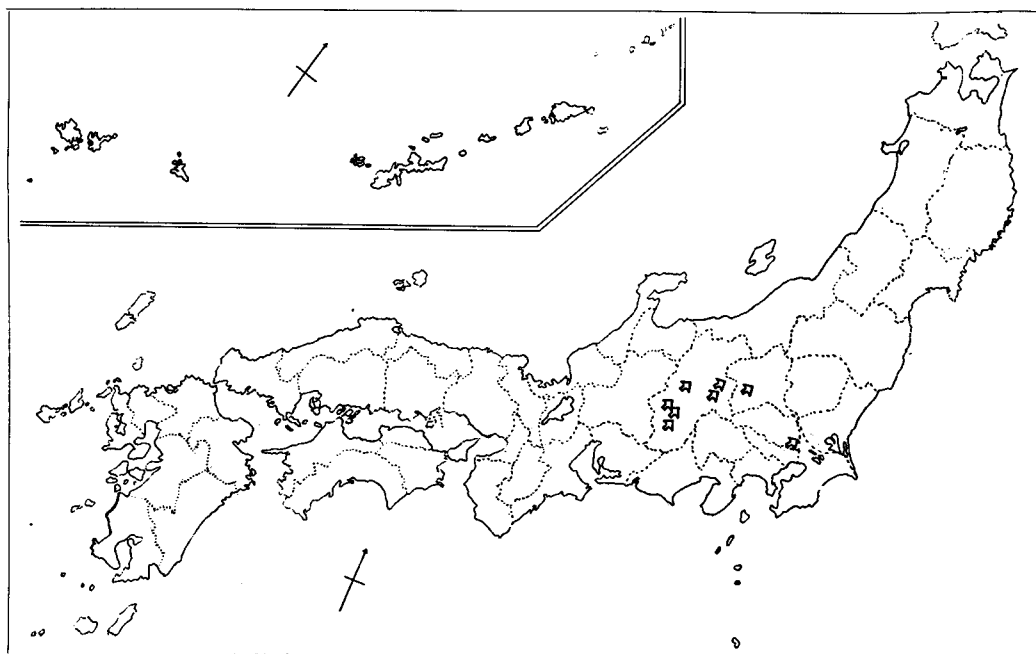


図5 瓜畑への立ち入り禁止

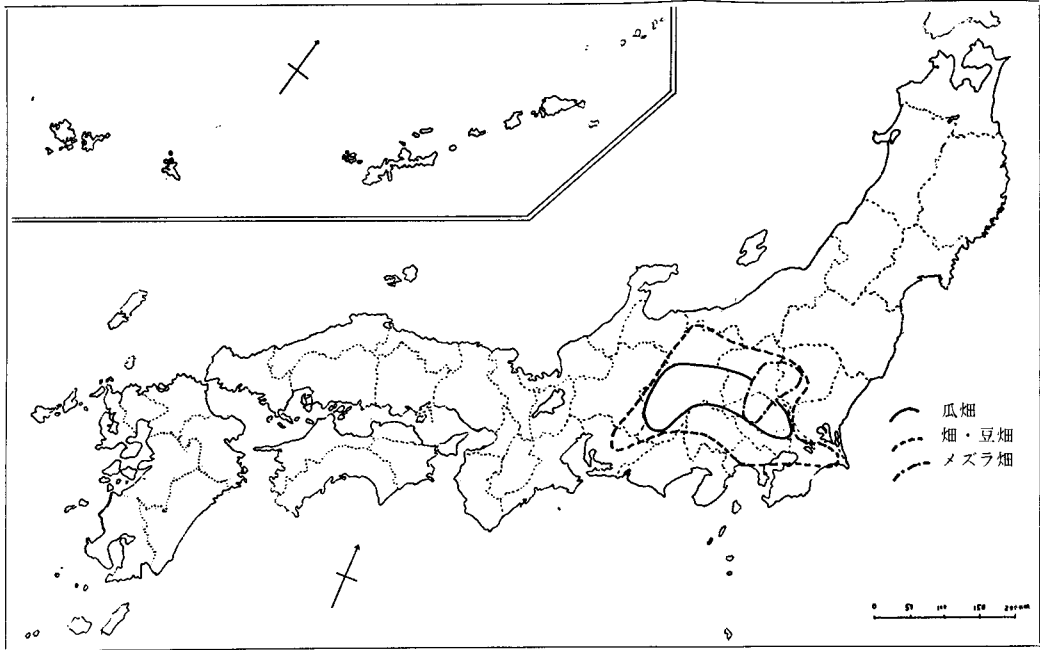


図6 禁忌とされる畑

で茄子畑に入ってはいけない。⁽³⁶⁾

事例 22

群馬県佐波郡境町伊与久 昔から、七夕にはウリ畑やメズラ畑にはいってはいけない、けん牛・しょく女の二人が逢いびきしているからとか、七夕様がメズラ畑で夫婦のちぎりをするので、七夕には畑に入れないというので、五日にナスやメズラを取っておく。また四つ前(午前十時の前)にメズラ畑にはいると病気になる、七夕様が畑で行きあっているからという。そこで雨がたとえ三粒でも降れば、天の川が増えて七夕様が来ないから行きあえないので、畑にはいってもよい。天の川から悪い病気を持ってくるから、雨が降って七夕様が来られないほうがいいと昔の人はいった。⁽³⁷⁾

事例 23

埼玉県朝霞市岡 七夕様は金時(豆)畑で生まれたから、金時畑に入らぬものだという。また金時畑で見合したともいう。⁽³⁸⁾

事例 22 のように、タナバタ様が会うとするものもとても一般的であるが、事例 21 のように休むとか、事例 22 のように夫婦の契りを交わしているとかという所もある。あるいは事例 23 のように見合いをするという、生まれる(生む)といったりする伝承もある。この生まれるという伝承に関しては、タナバタ様が生まれるのではなく、厄病神であるとする所もある。

事例 24

群馬県新田郡藪塚町三島

「七夕の日は厄病神が厄病をしょって

くる」というので、朝草刈りにも行かない。「メズラ畑に入ると、厄病神が子を生んでいるからいっちゃんならねえ」という。⁽³⁹⁾

こうした伝承は事例18に見られるだけではなく、事例6、7、9などにも見られ、いずれも牽牛・織女という二星会交の説話とかかわる星あるいは人が逢うという伝承をふまえている。そのかぎりではタナバタ伝説と矛盾はない。ただ豆畑や瓜畑で逢うとか、雨が降れば逢えないからよいというような伝承はいわゆるタナバタ伝説では説かれぬものである。特に逢えないほうがよいとするのは、タナバタ伝説からすれば不自然である。少なくとも同情のない語り方である。襖ぎの性格を見て取ることができるタナバタの雨と、二星会交のタナバタ伝説とが不自然な形で結びついているということができよう。しかし天人女房型のタナバタ伝承の分布とこの畑入りを禁忌とする伝承の分布との間には整合性はない。『日本昔話大成』に記載される天人女房譚は群馬県・長野県を含み全国にわたって伝承されているのである。

このように畑入りの禁忌をタナバタ様とは結びつけずに、たとえ結びつけてもそのタナバタ様は厄病的な性格を持ったものとするような、厄神と関連させる伝承はほかにもある。

事例25

群馬県佐波郡境町上矢島 七夕様の日には四ツ前にはメズラ畑に入るなといった。それは、メズラ畑へ天からお姫様が下りてきて、七夕様にあうことになっていて、それを邪魔するといけないからだという。また、四ツ前に雨が降ると天の川が出水して七夕様とお姫

様が会えなくなるという。また、四ツ前にそうめんをゆでて家中で食べれば、やはり病をわずらわれないといった。⁽⁴⁰⁾

事例26

群馬県前橋市城南飯土井地区 七夕の日にはメズラ畑に入るものではない。テントウサンが式をするのだから入るとけがをする、と一年に一回会うところへ行けばけがをするといわれた。⁽⁴¹⁾

事例25ではタナバタ様とはいいながら夫婦神ではなく、天から降りてくる姫と逢う男神である。事例26ではテントウサンがあげる式の日であり、いわゆる星祭りにかかわる伝承とは異なる様相を示している。こうした畑入りの禁忌をなにか厄病的な性格をもったものと結びつける所は群馬県に多く見られる。

事例9に掲げた栃木県の伝承は厄病神とはいわないが、行く人によってあるいは女が出現し、それに会うと気が変になるといい、なにか妖怪性を帯びたものとされている。

なお、この日厄病神の活動を伝える伝承は、群馬県以外にも多く、それはタナバタの雨と関係づけられている。当然表裏一体をなすものとして扱わなければならないのであるが、当面は畑入りの禁忌のみに限定しておきたい。

次にこの禁忌を犯すことによる罰についてはどのように伝承されているのであろうか。事例11に示した東京都武蔵野では病気になる⁽⁴²⁾と伝えるがそのほかにも禁忌を被ることによって与えられる罪が伝えられている。

事例 27

長野県木曽郡檜川村羽淵 タナバタ 八月七日 畑に入ると水増しになるといって瓜畑にははいらない。⁽⁴³⁾

事例 28

長野県松本市入山辺 暗いうちから野菜畑へ入ると野菜が枯れる。⁽⁴⁴⁾
 こうした伝承はかなり希薄であり、単に禁止するのみで罰については語らない所が多い。しかし、以上のような事例を整理すると次のようにまとめることができる。

すなわち、(一)病気の身体的災害。(二)降雨及び洪水の自然的災害。(三)畑作被害などの農業災害の三種類である。このうち(一)の身体的災害に関するものもっとも多いし、その伝承範囲も広い。そしてこの災害が主として個人的災害であるのに対し、(二)(三)の災害は一個人にとどまらず、共同体全体に影響を与えるものであり、少なくとも家族全体の幸せ・不幸に関するものである。こうした意味では個人的災害(一)と社会的災害(二)(三)という二つに整理することもできる。そして社会的災害に関する伝承は群馬県と長野県とに見られる。ちょうど禁忌の対象になる畑が、多くの地で豆畑であったのに、この二県においては瓜畑であったのと同様の分布を示しているのである。

更に、畑への立ち入りを禁止する理由が、厄病神と関係づけて説明されていた地域が群馬県であったことを考えると、このタナバタの日に畑へ立ち入ることを禁止する習俗を生み出した何らかの要因(多くの要因のうちの一つであろうが)がこの地域にあったことが想像される。

つまり、タナバタ祭りの行事と関連し、畑へ立ち入ることを禁止する

習俗を伝承する地帯は北関東から中央高地に限定されていること。そしてその中で、立ち入りを禁止される畑は主として豆畑と瓜畑とであり、特に瓜畑とするのは群馬県と長野県にしか見られないこと。また、立ち入りを禁止する理由は、タナバタ様の行為・行動と厄病神のそれとに大別され、いずれにしても星物語との関係は希薄で、むしろ異質の伝承に基づくものと考えられること。そして畑へ立ち入ることを禁ずる理由を直接厄病神と結びつける伝承は群馬県にだけ見られること。更に、禁忌を犯した結果については個人的な災害に止まるとするものと、社会的な災害にまで及ぶとするものとの二種類の罰が語られ、社会的災害については群馬県と長野県とで伝承されることなどである。

こうした地域性がありながら、しかもタナバタ様にしても厄病神にしても、この日に出現することに注目される。それは常在の神などではないのである。いわばこの日に訪れるものなのである。そして畑に出現するのである。そう伝承されたのはたしかに仕事を休んで身を慎まなければならぬ日であったからかもしれない。畑へ出さないための方便として、こうした伝承が生まれたのかもしれない。しかし、それには類型性があり、地域性がある。たとえ目的はそうしたところにあつたとしても、豆畑あるいは瓜畑にそうしたものが出現し、そこで子供を生むなどという伝承が全く無から生じたとは思われない。何らかの理由があつたことと思われる。その一つがタナバタ伝承なのであろうが、その性格は前述したようにいわゆるタナバタ説話とはかなりかけ離れたものである。

何らかの伝承の上にタナバタ伝承が覆ったのであろう。そして、その伝承とは多分、畑作の収穫儀礼であり、その時に訪れる神霊的なものがあったと思われるのである。

四 結 語

以上タナバタ伝承にかかわる畑入りの禁忌についてみてきた。その結果かなり明確な地域性を持つていることが明らかになったと思われる。

全国的な分布が見られるものではないがために、従来民俗学研究の上からはあまり注目されてこなかった習俗である。そしてタナバタのまこ馬のように形に現れる習俗ではないために比較的等閑視されてきた。

その分布のみから言えば、まこ馬を作る地域はやはり限定されている(図7)。しかし、タナバタウマとして事典類にも記述がなされている⁽⁴⁵⁾。

ところが、このタナバタにおける畑入りの禁忌については、ほとんど触れられていない。有形文化として直接目で見えて観察でき、しかも儀礼としても明確なものと、いわゆる心意現象として、外部からは観察されにくいものの相違か、あるいはタナバタ伝承を考える上に従来の星祭りの系列か、盆行事の系列に連なるもののみ注目して、そうした行事にかわりの少ないものはなおざりにされていたということなのかもしれない。

しかしそれらは資料を予め一つの側面からのみながめるということであり、資料があるがままに見るといふ態度ではない。資料の語りかける

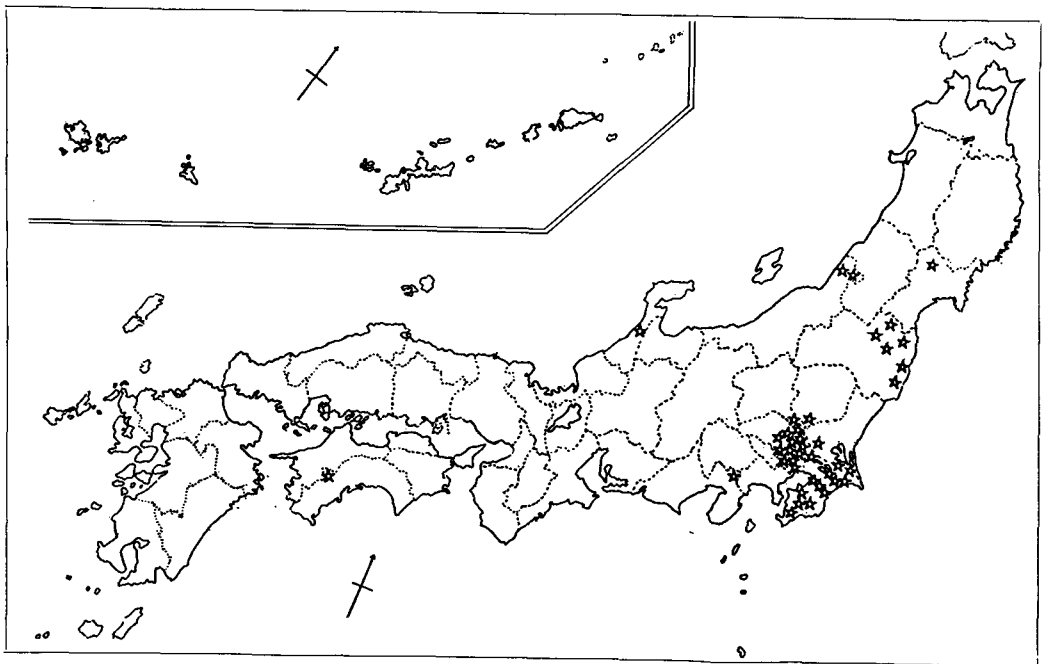


図7 タナバタのまこ馬

内容を忠実に受け止めるということではないことになる。確かに民俗資料は特定の視点から生み出されるといふ性格を持っている。しかしいったん固定し、定着した資料はまた見方、聴き方によってはそれなりに語りかけてくる。そして伝承が日本の基層文化とかかわるものである以上、それはかならずや豊かな内容を秘めていると思われる。事実、タナバタの畑入りの禁忌の伝承資料は、ある文化の存在をその分布から示してくれる。つまり畑作にかかわって伝承される文化である。それは豆と瓜とを中心とする。そしてそこにはその作物と深くかわり去来するモノの存在がある。タナバタ様とも厄病神ともいうが、超人間的な存在をそこには想定しているのである。そうした存在はかすかに祀られる存在としての側面をうかがわせる。あえて近寄らない。しかし、それは恐れだけではなく畏れる存在でもあるからである。

それは個人が畏れるだけではなく、地域社会全体に及ぶ力を所有している。そこに地域で祀るものであった痕跡を見いだすことができる。つまり、この地域には畑作にかかわる信仰があって、現在はタナバタ習俗と習合した状態で存在している。タナバタ祭りの時期は畑作物の収穫時期でもあり、そうした農耕作業の時期とも関連しているのであるが、ともかく伝承的な同質性を持った一つの地域を形成しているということができよう。そしてこの地域は実は図2のタナバタに初物を供える地域の一歩東端の地域と見事に重なるのである。山形県の事例だけだとび離れているが、それを除けば図2と図3を重ねると、その東端に位置していることは一目瞭然である。つまり、この畑入りの禁忌は畑作物

の収穫儀礼とは無縁ではなかったのではないかと推測されるということである。しかし何故にこの地域にだけ畑入りの禁忌として畑作儀礼の痕跡が見られるかということは明らかではない。

ただ、この地域は図7のタナバタのまこ馬の地域の西端に当たっているということと無縁ではあるまい。タナバタのまこ馬はタナバタ様の乗物としての性格を持っていると考えたり、田畑を見回ったりするモノの存在とかかわって考えられている。ここでも神去来の伝承と無縁ではない。もちろんタナバタが盆行事の一環として位置づけられている所ではこの日は七日盆であり、ご先祖様の去来と結びつけて考えられる時である。そうした意味ではタナバタには去来するモノの存在はごく自然に伝承されていたのであろう。ともかく去来するモノの乗る馬の伝承と、畑の初物を供える所の接点にこの畑入りの禁忌の伝承地が位置しているということが言える。そこに畑の収穫祭の要素と去来神の要素を共に持つ習俗の、今に至るまで存在し得た原因を見ることが可能かもしれない。しかし、その場合はこの畑入り禁忌の地域のもつ独自の性格は希薄になる。単に両者からの影響のみを重視することになるからである。

だが、この地域においても独自の分布をなしていることは図6に見られる通りである。一種の周囲的分布ともみえる分布状態である。こうした分布は他からの影響のみによって生まれたものとは考えられない。地域のもつ独自の性質があったのであろう。一体それは何か。そうした地域の持つ特質についてはこのタナバタの畑入り禁忌からだけでは明確にし得ない。畑作的要素がかなり濃厚であるということ推測させるだけ

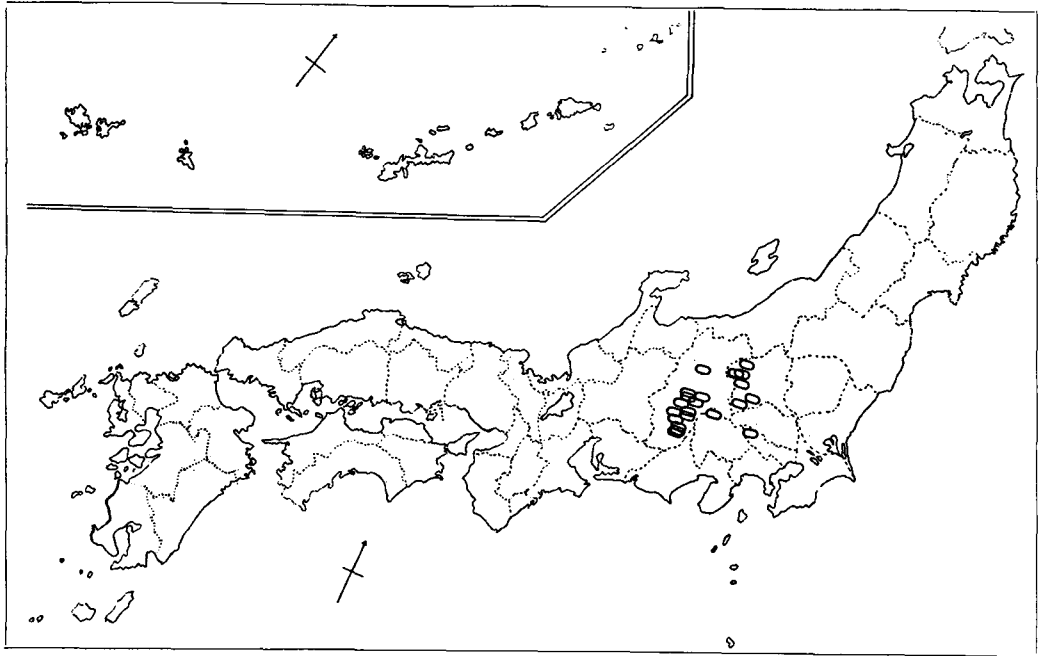


図8 半夏生のネギ畑への立ち入り禁止

である。もっと他の資料を用いて考えていかなければならない。それはまた改めて考えなければならぬが、ただ半夏生におけるネギ畑への立ち入り禁忌がよく似た分布をしているということだけを付け加えておきたい(図8)。

註

- (1) 福田アジオ『日本民俗学方法序説』弘文堂 昭和五十九年など。
- (2) 拙稿「民俗学における地域認識と地域差」『国学院雑誌』九〇―一二 平成元年
- (3) 萩原龍夫「七夕」『日本民俗事典』大塚民俗学会 弘文堂 昭和四十七年
- (4) 和歌森太郎『年中行事』至文堂 昭和三十二年 一五一・一五九頁
- (5) 萩原龍夫「七夕行事の意味」『民間伝承』二二―八 昭和二十四年 三二頁
- (6) 田中宣一「七夕祭りの原像」『日本民俗研究大系』三 国学院大学 昭和五十八年
- (7) 長野県木曾郡檜川村教育委員会『木曾檜川村の民俗(一)―川入地区―』昭和四十七年 一四三頁
- (8) 『長野県史』民俗編第五卷 総説― 平成三年 五一―八頁
- (9) 前掲註と同じ
- (10) 佐久間惇一『二王子山麓民俗誌』昭和三十九年 一二七頁
- (11) 佐藤悌「七夕と農村儀礼」『民間伝承』一三―一 一三六頁
- (12) 竜ヶ崎市教育委員会『竜ヶ崎市史民俗調査報告書― 駒柴・八原地区』昭和六十年 五九頁
- (13) 岡山県教育委員会『新成羽川ダム水没地区の民俗』昭和四十一年 一〇四頁
- (14) 箱山貴太郎『上田市付近の伝承』上田小県資料刊行会 昭和四十八年 一三五頁
- (15) 坪井洋文『イモと日本人―日本文化論の課題』未来社 昭和五十四年
- (16) 坪井洋文『稲を選んだ日本人―民俗的思考の世界―』未来社 昭和五十七年

- (17) 白石昭臣『畑作の民俗』雄山閣出版 昭和六十三年。その他増田昭子『粟と稗の食文化』三弥井書店 平成二年、拙稿「正月の構造覚え書き―木の年中行事から―」『長野県民俗の会会報』二二 平成元年など。
- (18) 早川孝太郎『農と祭』ぐろりあ・そさえて 昭和十七年
- (19) 『群馬県史』資料編二七 民俗三 昭和五十五年 三九四頁
- (20) 中山太郎『日本民俗辞典』梧桐書院 昭和十六年 七〇六頁
- (21) 『四十一年度民俗探訪』国学院大学民俗学研究会 昭和四十二年 一一二頁
- (22) 内田賢作「埼玉の七夕について」『埼玉民俗』三 昭和四十七年 一四頁
- (23) 宮田登「東京都の歳時習俗」『関東の歳時習俗』明玄書房 昭和五十年 三一―八頁
- (24) 中里雅堂『旅と伝説』七―七 昭和九年 五三頁
- (25) 『三十一年度民俗探訪』国学院大学民俗学研究会 一〇―一頁
- (26) 磐田市誌編纂委員会『磐田の民俗』昭和五十九年 一四七頁
- (27) 『五十九年度民俗探訪』国学院大学民俗学研究会 昭和六十年 一四四頁
- (28) 『六十年度民俗探訪』国学院大学民俗学研究会 昭和六十一年 七二頁
- (29) 富山昭『静岡県の年中行事』静岡新聞社 昭和五十六年 一五二頁
- (30) 同前書 一五六頁
- (31) 信濃教育会南安曇部会編『南安曇郡郷土調査叢書 第一編 年中行事篇』郷土研究社 昭和十年 二二九頁
- (32) 『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』三―下 東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会 昭和四十年 八八〇頁
- (33) 『四十年度民俗探訪』国学院大学民俗学研究会 昭和四十一年 八七頁
- (34) 群馬県教育委員会『松井田町の民俗―坂本・入山地区―』昭和四十二年 四一頁
- (35) 『日本昔話大成』番号一八 A T 番号四〇〇にそれぞれ分類される。
- (36) 『坂城町誌』上 坂城町誌刊行会 昭和五十四年 五三五頁
- (37) 群馬県教育委員会『境町の民俗』昭和三十九年 一〇四頁
- (38) 内田賢作「埼玉の七夕について」『埼玉民俗』二 昭和四十七年
- (39) 群馬県教育委員会『藪塚本町の民俗』
- (40) 前掲註(36)
- (41) 群馬県教育委員会『前橋市城南地区の民俗』
- (42) 前掲註(23)
- (43) 前掲註(7)
- (44) 前掲註(32)
- (45) 大間知篤三他『民俗の事典』岩崎美術社 昭和四十七年。西角井正慶『年中行事辞典』東京堂 昭和三十三年など。
- (国学院大学文学部 国立歴史民俗博物館共同研究員)

Regionality seen in the Taboo of the *Tanabata* Tradition

KURAISHI Tadahiko

A region is a space marked off on the ground surface to give a certain homogeneity. The division is based on a variety of characters, not on any single one; and this tends to be affected by subjectivity. However, people live and recognize themselves within such a region. The author wonders whether we can discover, by setting out these regions, what kind of culture the Japanese developed and what kind of life they have lived. People living in a region may not necessarily have such awareness; however, if we can discover these regions, we may be able to find it of some value in clarifying what Japanese traditional culture should be.

From this point of view, the author decided to deal with the traditional taboo prohibiting people from going into the fields on the day of *Tanabata* (Star Festival) (July 7). This taboo warns that entering the fields on this day will lead to disaster, because a divine, spiritual existence, called the "*Tanabata-sama*" or something similar, is there. This has been looked on as a tradition showing the feature of abstinence, but, it has not been clear why the taboo applied to the fields. From the fact that the areas observing this custom are located at the contact point of a region where people offer the first products of the season on the *Tanabata* day and a region where people offer a horse made with wild rice, etc, it is supposed that the taboo is related to a harvest ceremony of dry-field farming and a religious ceremony devoted to the visiting god.

These areas are also distributed in a special manner, and it can be considered that they possess a common regionality from the combination of bean fields and melon fields. The areas correspond to those where it is taboo to go into spring onion fields on the *Hangesyō* (eleventh day from mid-summer), and these areas have a unique regionality with regard to folk culture. It may be thought that a unique culture exists in these regions. Other areas like this can be supposed.